

議案第9号

守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例

守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成20年守谷市条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年 3月 8日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

## 守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成20年守谷市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例

第1条中「守谷市障害者福祉センター（以下「障害者福祉センター」）」を「守谷市障がい者福祉センター（以下「障がい者福祉センター」）」に改める。

第2条第1項中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に改め、同条第2項中「障害者福祉センターの名称」を「障がい者福祉センターの名称」に、「守谷市障害者福祉センター」を「守谷市障がい者福祉センター」に改める。

第3条及び第4条中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に改める。

第5条中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に改め、同条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第2号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改め、同条第3号中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

第6条中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に改める。

第7条中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に、「障害者福祉サービス受給者証」を「障がい者福祉サービス受給者証」に改める。

第8条、第9条及び第12条から第15条までの規定中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 守谷市公共施設の暴力排除に関する条例（平成20年守谷市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例」を「守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例」に改める。

## 提案理由（議案第9号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、「守谷市障害者福祉センター」の名称を「守谷市障がい者福祉センター」に変更するとともに所要の改正を行うため、守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正	現 行
<p>守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2の規定に基づき、<u>守谷市障がい者福祉センター</u>（以下「障がい者福祉センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市内に居住する障害者及びその家族に対して第5条に規定する事業を実施し、もって障害者の福祉の増進を図るため、<u>障がい者福祉センター</u>を設置する。</p> <p>2 <u>障がい者福祉センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>守谷市障がい者福祉センター</u></p> <p>位置 守谷市板戸井1977番地の2</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>障がい者福祉センター</u>は、市長がこれを管理す</p>	<p>守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2の規定に基づき、<u>守谷市障害者福祉センター</u>（以下「障害者福祉センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市内に居住する障害者及びその家族に対して第5条に規定する事業を実施し、もって障害者の福祉の増進を図るため、<u>障害者福祉センター</u>を設置する。</p> <p>2 <u>障害者福祉センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>守谷市障害者福祉センター</u></p> <p>位置 守谷市板戸井1977番地の2</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>障害者福祉センター</u>は、市長がこれを管理す</p>

る。

(職員)

第4条 障がい者福祉センターに、所長その他必要な職員を置く。

(事業)

第5条 障がい者福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関する事業
- (2) 法第5条第16項に規定する就労継続支援のうち障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に関する事業
- (3) 法第5条第18項に規定する相談支援に関する事業

(4) (略)

(利用対象者)

第6条 障がい者福祉センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 及び (2) (略)

(利用の申込み)

第7条 障がい者福祉センターを利用しようとする者

る。

(職員)

第4条 障害者福祉センターに、所長その他必要な職員を置く。

(事業)

第5条 障害者福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護に関する事業
- (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援のうち障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に関する事業
- (3) 法第5条第17項に規定する相談支援に関する事業

(4) (略)

(利用対象者)

第6条 障害者福祉センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 及び (2) (略)

(利用の申込み)

第7条 障害者福祉センターを利用しようとする者は、

は、法第29条第2項の規定により障がい福祉サービス受給者証を提示し、市長にその旨を申し込まなければならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、障がい者福祉センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、又は停止させることができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が障がい者福祉センターの管理上特に支障があると認めたとき。

(利用者負担額)

第9条 (略)

2 前項に規定するもののほか、障がい者福祉センターが実施する独自の事業に係る利用者負担額については、別に徴収することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 障がい者福祉センターの管理は、自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により障がい者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」

法第29条第2項の規定により障害福祉サービス受給者証を提示し、市長にその旨を申し込まなければならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、障害者福祉センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、又は停止させることができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が障害者福祉センターの管理上特に支障があると認めたとき。

(利用者負担額)

第9条 (略)

2 前項に規定するもののほか、障害者福祉センターが実施する独自の事業に係る利用者負担額については、別に徴収することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 障害者福祉センターの管理は、自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により障害者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」

と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により障がい者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が障がい者福祉センターの管理を行うこととされた期日前にされた第7条の規定による利用の申込みは、当該指定管理者にされた利用の申込みとみなす。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 第7条に規定する障がい者福祉センターの利用の申込みに関する業務
- (3) 第8条に規定する障がい者福祉センターの利用の制限に関する業務
- (4) (略)
- (5) 障がい者福祉センターの維持管理に関する業務
- (6) (略)

(管理の基準)

第14条 指定管理者に管理を行わせる場合の障がい者福祉センターの管理の基準は、守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年守谷市条例第17号）に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。

と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により障害者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が障害者福祉センターの管理を行うこととされた期日前にされた第7条の規定による利用の申込みは、当該指定管理者にされた利用の申込みとみなす。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 第7条に規定する障害者福祉センターの利用の申込みに関する業務
- (3) 第8条に規定する障害者福祉センターの利用の制限に関する業務
- (4) (略)
- (5) 障害者福祉センターの維持管理に関する業務
- (6) (略)

(管理の基準)

第14条 指定管理者に管理を行わせる場合の障害者福祉センターの管理の基準は、守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年守谷市条例第17号）に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に障がい者福祉センターの運営を行うこと。

(2) 障がい者福祉センターの施設等の維持管理を適切に行うこと。

(3) (略)

(利用料徴収)

第15条 第12条第1項の規定により、障がい者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第5条第1号及び同条第2号に掲げる事業以外の事業を行う場合にも、その事業を利用する者は、指定管理者に利用者負担額を納めなければならない。

2 (略)

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に障害者福祉センターの運営を行うこと。

(2) 障害者福祉センターの施設等の維持管理を適切に行うこと。

(3) (略)

(利用料徴収)

第15条 第12条第1項の規定により、障害者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第5条第1号及び同条第2号に掲げる事業以外の事業を行う場合にも、その事業を利用する者は、指定管理者に利用者負担額を納めなければならない。

2 (略)